

電波伝搬障害防止事務処理規程（平成 23 年 2 月 25 日総基第 3 号通達）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項第 1 号中「恐れ」を「おそれ」に改め、同条中第 4 項を第 7 項とし、第 3 項の次に次の 3 項を加える。

- 4 第 1 項第 1 号ただし書の規定に基づき建築主に対して通知を行った場合は、速やかに様式 1 2 の 2 の通知書により免許人に通知するものとする。
- 5 審査基準別添 8 に規定する第 3 次判定により、障害原因とならない旨の判定結果となった場合は、第 1 項第 1 号（ただし書を除く。）の規定に基づき建築主に対して通知を行うほか、様式 1 2 の 3 の通知書により免許人に通知するものとする。
- 6 前項の規定により障害原因とならない旨の通知を行った場合は、当該防止区域に係る無線局の免許担当課に対し、当該通知に係る情報を総合無線局監理システムに入力することにより通知するものとする。

第 49 条第 2 項中「恐れ」を「おそれ」に改め、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、障害原因となる可能性がない旨の判定結果となった場合で、かつ、当該建築物の工事完成までに使用される仮設物等により当該無線通信回線に障害のおそれがあると認められるときは、様式 2 7 の 2 の通知書により行うものとする。

第 49 条に次の 3 項を加える。

- 5 第 3 項ただし書の規定に基づき建築主に対して通知を行った場合は、速やかに様式 2 9 の 2 の通知書により免許人に通知するものとする。
- 6 審査基準別添 8 に規定する第 3 次判定により、障害原因となる可能性がない旨の判定結果となった場合は、第 3 項（ただし書を除く。）の規定に基づき建築主に対して通知を行うほか、様式 2 9 の 3 の通知書により免許人に通知するものとする。
- 7 前項の規定により障害原因となる可能性がない旨の通知を行った場合は、当該防止区域に係る無線局の免許担当課に対し、当該通知に係る情報を総合無線局監理システムに入力することにより通知するものとする。

別表中「様式 1 1 ～ 1 3 の写し」を「様式 1 1 ～ 1 3（様式 1 2 の 2 及び様式 1 2 の 3 を除く。）の写し」に改める。

様式 1 2 の次に次のように加える。

〇〇〇〇第 X X X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

高層建築物等の施工に伴う仮設物等の使用に係る通知書

(免許人) 殿

〇〇総合通信局長 ㊟
(注)

長
辺

下記の高層建築物等について、貴所属固定局間の電波伝搬路への影響を検討した結果、重要無線通信障害原因とならないと認められる旨を建築主に対して通知したところであるが、当該高層建築物等の施工に際し、仮設物等の使用により重要無線通信に障害を与えるおそれがあるため、運用に当たっては下記の建築主及び工事請負人と十分調整されたい。

記

- 1 建築主の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 2 工事請負人の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 3 重要無線通信の電波伝搬路 (〇〇〇～〇〇〇)
- 4 敷地の位置 (地名、地番)
- 5 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高
- 6 高層建築物等の工事着工予定日
- 7 高層建築物等の工事完了予定日
- 8 その他

注 上記仮設物等の使用については、電波法第 102 条の 3 第 3 項に規定する重要無線通信障害原因とならないことから、同法第 102 条の 6 の規定は適用されない。

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

〇〇〇〇第 X X X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

電波伝搬路内における高層建築物等の施工に係る通知書

(免許人) 殿

〇〇総合通信局長 ㊟
(注)

長
辺

下記の高層建築物等について、貴所属固定局間の電波伝搬路への影響を検討した結果、重要無線通信障害原因とならないと認められる旨を建築主に対して通知したところであるが、電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）別添 8 に規定する第 2 次判定計算の結果、遮蔽損失が見込まれることから、無線局の運用に当たっては留意されたい。

記

- 1 伝搬障害判定通知年月日
- 2 重要無線通信の電波伝搬路（〇〇〇～〇〇〇）
- 3 敷地の位置（地名、地番）
- 4 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高
- 5 高層建築物等の工事着工予定日
- 6 高層建築物等の工事完了予定日
- 7 その他

短 辺（日本工業規格 A 列 4 番）

注 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

様式 27 を次のように改める。

様式 27 (第 49 条関係)

長
辺

	〇〇〇〇第 X X X X 号 □□ X X 年 X X 月 X X 日
重要無線通信障害原因となる可能性がない旨の通知書	
(建築主) 殿	
	〇〇総合通信局長 ㊟ (注)
□□〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)の伝搬障害可能性判定依頼書(場所)に係る事項を検討した結果、その高層部分は、重要無線通信障害原因となる可能性がないと認められるので、通知する。	

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

様式27の次に次のように加える。

様式27の2（第49条関係）

長
辺

〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
重要無線通信障害原因となる可能性がない旨の通知書
（建築主） 殿
〇〇総合通信局長 ㊟ （注）
□□〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号がある場合は、その番号を記載する。）の伝搬障害可能性判定依頼書（場所）に係る事項を検討した結果、その高層部分は、重要無線通信障害原因となる可能性がないと認められるので、通知する。 なお、当該高層建築物等の施工に際し、仮設物等の使用により重要無線通信に障害を与えるおそれがあるため、工事着工に当たっては下記の免許人と十分調整されたい。
記
1 重要無線通信の免許人名 2 重要無線通信の電波伝搬路 3 連絡先
注 この通知は、電波法第102条の5に基づく障害の発生の判定を通知するものではない。

短 辺（日本工業規格A列4番）

注 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

様式 29 の次に次のように加える。

様式 29 の 2 (第 49 条関係)

	〇〇〇〇第 X X X X 号 □□X X 年 X X 月 X X 日
高層建築物等の施工に伴う仮設物等の使用に係る通知書	
(免許人) 殿	
	〇〇総合通信局長 ㊟ (注)
建築主から事前協議を行いたい旨の申出があった下記の高層建築物等について、貴所属固定局間の電波伝搬路への影響を検討した結果、重要無線通信障害原因となる可能性がないと認められる旨を建築主に対して通知したところであるが、当該高層建築物等の施工に際し、仮設物等の使用により重要無線通信に障害を与えるおそれがあるため、運用に当たっては下記の建築主及び工事請負人と十分調整されたい。	
記	
1 建築主の氏名又は名称、住所及び連絡先 2 工事請負人の氏名又は名称、住所及び連絡先 3 重要無線通信の電波伝搬路 (〇〇〇～〇〇〇) 4 敷地の位置 (地名、地番) 5 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高 6 高層建築物等の工事着工予定日 7 高層建築物等の工事完了予定日 8 その他	
注 1 この通知は、電波法第 102 条の 5 に基づく障害の発生の判定を通知するものではない。 2 上記仮設物等の使用については、電波法第 102 条の 3 第 3 項に規定する重要無線通信障害原因とならないことから、同法第 102 条の 6 の規定は適用されない。	

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

〇〇〇〇第××××号
□□××年××月××日

電波伝搬路内における高層建築物等の施工に係る通知書

(免許人) 殿

〇〇総合通信局長 ㊟
(注)

長
辺

建築主から事前協議を行いたい旨の申出があった下記の高層建築物等について、貴所属固定局間の電波伝搬路への影響を検討した結果、重要無線通信障害原因となる可能性がないと認められる旨を建築主に対して通知したところであるが、電波法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 67 号)別添 8 に規定する第 2 次判定計算の結果、遮蔽損失が見込まれることから、無線局の運用に当たっては留意されたい。

記

- 1 伝搬障害可能性判定通知年月日
- 2 重要無線通信の電波伝搬路(〇〇〇~〇〇〇)
- 3 敷地の位置(地名、地番)
- 4 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高
- 5 高層建築物等の工事着工予定日
- 6 高層建築物等の工事完了予定日
- 7 その他

注 この通知は、電波法第 102 条の 5 に基づく障害の発生の判定を通知するものではない。

短 辺(日本工業規格 A 列 4 番)

注 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

附 則
この通達は、平成27年4月1日から実施する。